

# 一般社団法人日本ベンチャースポーツ連盟 連盟パートナー規程

## 第1章 総則

第1条 この規程は、一般社団法人日本ベンチャースポーツ連盟(以下「本連盟」という。)の連盟パートナーに関することを定める。

2. 連盟パートナーは、本連盟の目的に賛同し、本連盟と連携する。

第2条 連盟パートナーは、次の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) スポーツに広く関連する事業や活動を行っていること
- (2) 本連盟の趣旨に賛同すること

## 第2章 権利

第3条 連盟パートナーは、次の権利を有する。

- (1) 本連盟が連盟パートナーのみを対象として行う意見募集に応募する権利
- (2) 本連盟が行う連盟パートナーを支援する事業を利用する権利
- (3) 本連盟が保有する情報のうち、本連盟が提供を認めた情報を取得する権利

## 第3章 義務

第4条 参画費用は無料である。

第5条 連盟パートナーは、健全かつ適切な組織運営の確保のため、次の事項に取り組まなければならない。

- (1) ガバナンスを確立し、適正に業務を執行すること。
- (2) 男女が対等な構成員として連盟パートナーにおける方針の立案及び決定に共同して参画する機会の確保及び組織運営に適切な資質を備えた人物、外部の有識者等の登用に努めること。
- (3) コンプライアンス違反を防止するために、適切な組織を設け、これを処理するために必要な手続きを定めること。
- (4) アスリートの権利利益を保護し、及び心身の安全を確保すること。
- (5) 代表選手選考の判断基準を客観化し、代表選手選考の透明性を高めること。
- (6) スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正に解決すること。
- (7) 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「スポーツ仲裁機構」という。)の定める規則に基づく仲裁申立に対して、これに応じる旨の決定をし、これを公表すること。
- (8) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定める日本アンチ・ドーピング規程の遵守その他ドーピング防止活動を推進すること。
- (9) 役職員に本連盟の役職員倫理規程第3条及び第4条に定める事項を遵守させること。

## 第4章 参画及び脱退

第6条 本連盟に参画を希望する団体は、その代表者名により次の書類を添付した参画申請書を本連盟会長に提出しなければならない。ただし、当該団体においてその性格上必要としないものについては省略することができる。

- (1) 参画を希望する理由
- (2) 定款及び各種規程類
- (3) 組織・機構図
- (4) 役職員一覧
- (5) 団体URL、メールアドレス、団体ロゴ(または写真)
- (6) 法人にあっては定款及び登記事項証明書
- (7) その他前各号に関連するもの

2. 参画の承認は、理事会の決議による。

3. 理事会は、参画の承認に条件若しくは期限を付し、又はこれらを変更することができる。

第7条 連盟パートナーが脱退しようとするときは、その理由を記載した脱退届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

## 第5章 監督

第8条 本連盟は、本連盟の目的を達成するために必要があると認めるときは、連盟パートナーに対し、事業の運営について必要な指導及び助言をすることができる。

第9条 連盟パートナーが第2条第1項又は第2項に定める要件を欠いた場合、第3条から第7条に定める義務に著しく違反した場合又は管理運営が適正を欠いた場合には、理事会の決議により次の処分を行うことができる。

- (1) 勧告
- (2) 資格停止
- (3) 除名

2. 連盟パートナーの除名は、正当な事由があるときに限り、理事会の決議によってすることができる。この場合において、本連盟は、当該連盟パートナーに対し、弁明する機会を与えなければならない。

第10条 連盟パートナーが本連盟の下した処分に不服があるときには、スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁によりこれを最終的に解決する。スポーツ仲裁機構の仲裁判断は、本連盟及び連盟パートナーを法的に拘束する。連盟パートナーは、本連盟による処分の通知から30日以内にこの仲裁を申し立てることができる。

## 第6章 規程の変更

第11条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

## 第7章 反社会勢力の排除

連盟パートナーは、自ら(役員等をを含む。以下本章について同じ)について、次の次号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しないものを含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者(以下これらを総称して「反社会的勢力」という。)であること
- (2) 反社会的勢力が経営を支配し、または経営に実質的に関与しているとも射止められる関係を有すること
- (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持経営に協力し、または関与していると認められる関係を有すること
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

本連盟及び連盟パートナーは、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて本連盟の信用を棄損し、または本連盟の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

### 附則

1. この規程は、平成31(2019)年2月1日から施行する。
2. この規程の施行の際、現に旧規程による連盟パートナーとなっているスポーツ団体等は、この規定の施行の日においてこの規程による連盟パートナーとみなす。
3. この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧規程によってなされた処分及び手続は、それぞれこの規程の相当規定によってなされたものとみなす。
4. 2019年8月25日に以下の2点を変更した。
  - a. 「加盟」を「参画」に変更
  - b. 第七章を追加

